

訪問介護・介護予防訪問介護重要事項説明書

2024年 6月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 096-360-3511 担当者 山崎 優佳

月曜日～金曜日・午前8時30分～午後5時30分

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 あやの里ヘルパーステーション
- 所在地 熊本市東区山ノ内二丁目1-4
- 電話 096-360-3511

サービスを提供する対象地域は熊本市及び益城町となります。
上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名
サービス提供責任者 1名
訪問介護・介護予防訪問介護従事者 10名以上
訪問介護・介護予防訪問介護従事者は、介護福祉士・看護師・准看護師・
介護職員基礎研修修了者・訪問介護員養成研修修了者・介護職員初任者研修
修了者等

(3) 営業日及び営業時間

事業所の営業は次のとおりとなります。

① 営業日 月曜日から日曜日まで。

② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで。
(但し、必要に応じて時間外も対応可。電話による連絡は24時間可能な体制
をとります)

3. サービス内容

1. 身体介護 (食事・入浴・排泄・体位交換・清拭等)
2. 生活支援 (買い物・調理・掃除・洗濯等)
3. その他 (保険外サービス)

4. 利用料金 *利用者等とは利用者と身元保証人又は連帯保証人を含みます。

下記、報酬額の介護保険負担割合証に基づいた料金となります。
但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

*自己負担1割で表示

【身体介護】

時間区分	20分未満	20分～30分	30分～60分	60分～90分
身体介護	163円/回	244円/回	387円/回	567円 (567円に30分を増す ごとに+82円/回)

身体介護に引き続き生活援助を行った場合、20分から25分を増すごとに
65円(195円を限度)

時間区分	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	179円/回	220円/回

※早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%増し、深夜
（午後10時～午前6時）は、50%増し。

※上記表の料金設定となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅
介護サービス計画（ケアプラン）に定められた時間を基準とします。

※居宅介護サービス計画（ケアプラン）上、2人で訪問した場合は、2人分の料金となりま
す。

- ① 初回加算 200円／回
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回時にサービス提供
責任者が訪問介護または同行訪問した場合
- ② 緊急時訪問介護加算 100円／回
利用者・家族等の要請とケアマネージャーが必要と認めたとき、居宅サー
ビス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。
- ③ 生活機能向上連携加算 (I) 100円／月
生活機能向上連携加算 (II) 200円／月
- ④ 口腔連携強化加算 50円／月
- ⑤ 認知症専門ケア加算 (I) 3円／日
- ⑥ 認知症専門ケア加算 (II) 4円／日

- ⑦ 特定事業所加算 (I) 基本単位数の 20% 加算
- ⑧介護職員等処遇改善加算(I) 前記利用料金に各種加算減算を加えた総単位数の24.5%

【介護予防・日常生活支援総合事業】
サービスの内容・利用頻度については「介護予防サービス支援計画書」のとおりとなります。

区分	介護予防訪問サービス
イ 要支援1 週1回 (月4回)	1,176円／月
ロ 要支援2 週2回 (月8回)	2,349円／月
ハ 週2回を超える場合 (月9回)	3,727円／月

※その他、サービス内容、時間、回数増等については介護保険外（別途）でも出来るだけ対応させていただきます。（ご相談ください）

- ① 初回加算 200円／回
新規に介護予防訪問介護計画を作成した利用者に対し、初回時にサービス提供責任者が訪問介護または同行訪問した場合
- ② 生活機能向上連携加算 (I) 100円／月
生活機能向上連携加算 (II) 200円／月
- ③ 介護職員等処遇改善加算(I) 前記利用料金に各種加算減算を加えた総単位数の24.5%

- 交通費
前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの利用者は無料です。
それ以外の地域の方は、訪問介護・介護予防訪問介護員がお訪ねするための交通費の実費が必要になります。
- キャンセル料
利用者等の事情でキャンセルの場合は、下記の料金が発生します。
早めの連絡をお願いします。 電話）096－360－3511

ご利用の24時間前までにご連絡頂いた場合	無料
ご利用の24時間前までにご連絡がなかった場合	1回 1,000円

- 利用料等の支払い

利用者等は、事業所から予め発行される請求書（サービス利用明細）により、当月20日までに事業所の指定する方法でお支払いください。

5. サービスの利用方法
4. サービスの利用について
先ずは、お電話でお問い合わせください。
お問い合わせ先
あやの里ヘルパーステーション 096-360-3511
5. サービスの終了
- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、原則、終了の1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③自動終了
以下の場合は、自動的にサービス終了と致します。
- ・ 利用者が介護保健施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護等区分が、非該当「自立」と認定された場合。
 - ・ 利用者がお亡くなりになった場合。
 - ・ 利用者が遠隔地へ転居した場合。
- ④その他
- ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務違反に反した場合、利用者等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は事業所が閉鎖した場合等は、利用者等にその旨通知し即座にサービスを終了させていただきます。
 - ・ 利用者等がサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金の支払いを催告したにもかかわらず2週間以内に支払わない、又は利用者等が事業所や事業所のサービス従事者に対して、この契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させて頂く場合があります。
6. 事業所の訪問介護・介護予防訪問介護サービスの提供方針
6. 事業所の訪問介護・介護予防訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にかかる援助を行います。

7.

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
8.

事業所は、訪問介護・介護予防訪問介護職員等の質的向上を図るための研修の機会等を設けるものとし、又業務体制を整備します。

7. 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、特に申し出がない限り、下記の緊急連絡先及び、居宅介護支援事業所等へ連絡致します。またサービス提供以外の時間も対応致します。（24時間連絡体制）

ご家族等氏名（続柄）	
電話番号	
担当ケアマネージャー	
電話番号	
主治医・病院名	
電話番号	

8 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	担当者 山崎 優佳 電話 096－360－3511
外部苦情申し立て機関	熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課 電話 096－328－2793 熊本県国保連合会苦情相談窓口 電話 096－214－1101

私は、事業所から、訪問介護・介護予防訪問介護の利用に伴い、重要事項説明書について、本書面により説明を受けました。

年 月 日

〔利用者〕

住所

氏名

〔身元保証人〕

住所

氏名

続柄

〔連帯保証人〕

住所

氏名

続柄

〔事業所〕

住所 熊本市東区山ノ内二丁目1－4
事業所名 あやの里ヘルパーステーション

管理者名 山崎 優佳

説明者名